

保護者様

令和6年3月25日

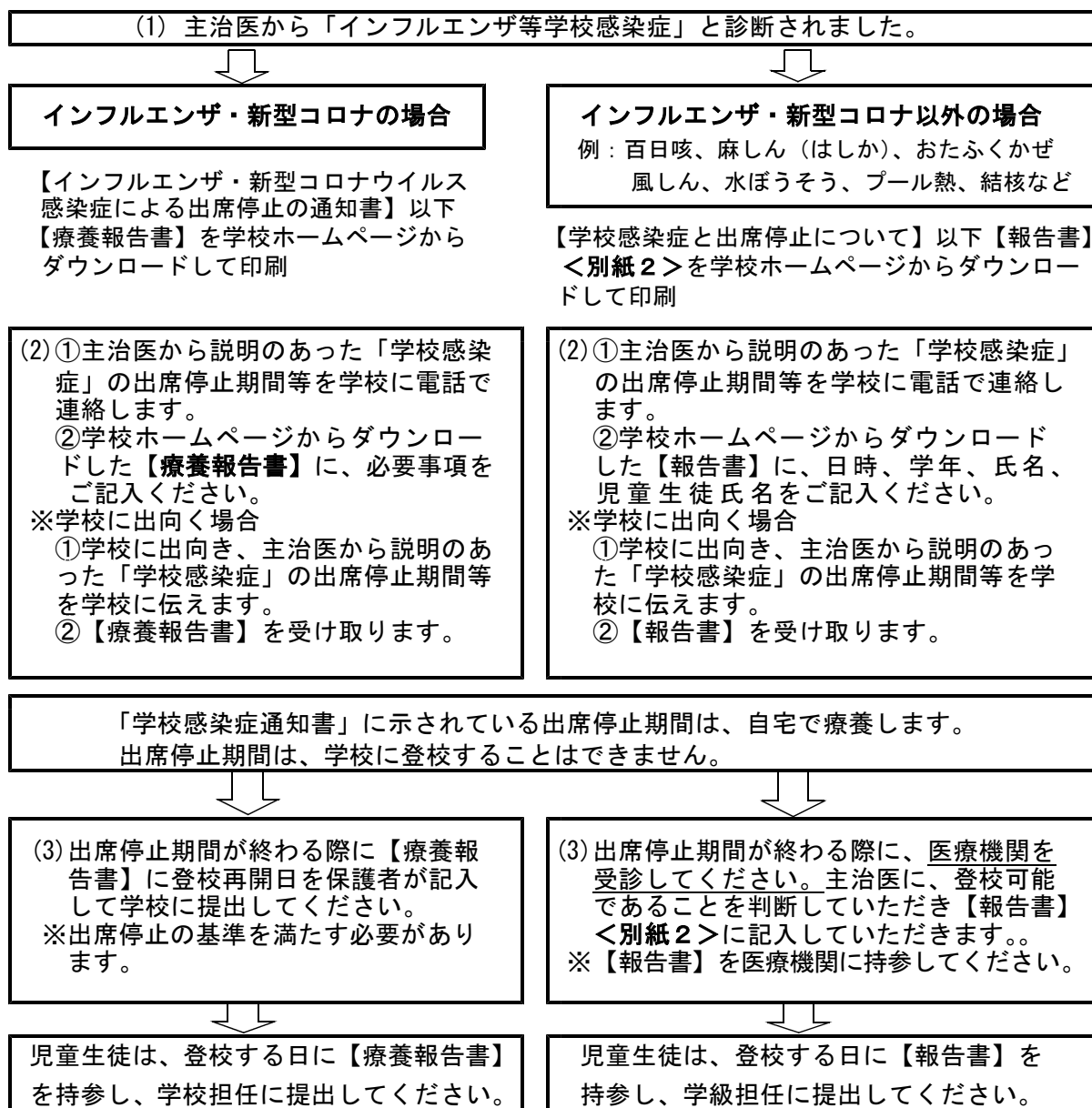
太田市教育委員会
教育長 恩田 由之
(学校教育課)

出席停止の手続きの変更について

インフルエンザ等の学校感染症に感染した児童生徒は、学校保健安全法第19条の規定により、一定期間出席停止となります。医師の許可があるまでは、学校を休ませて静養させていただくことになります。

太田市におきましては、これまで「学校感染症」に感染した場合に医療機関より、学校に提出するための「学校感染症通知書」＜別紙1＞を出していただいていたおりましたが、令和6年4月1日より近年の医療機関の状況を受け、「学校感染症通知書」を求めないことといたします。なお、不明な点につきましては、学校までご連絡ください。

＜令和6年4月1日からの出席停止に伴う手続きの流れ＞



<資 料>

※令和6年4月1日より医療機関から
発行されなくなります。 <別紙1>

学 校 感 染 症 通 知 書		
太田市立 学校長 様 年 組 氏名 は、下記の事由により 出席を停止させる必要がありますのでお知らせいたします。		
第1種	☐ エボラ出血熱 ☐ クリミア・コンゴ出血熱 ☐ 痘そう ☐ 南米出血熱 ☐ ペスト ☐ マールブルグ病 ☐ ラッサ熱 ☐ 急性灰白髄炎 ☐ ジフテリア ☐ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) ☐ 中東呼吸器症候群 (病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る) ☐ 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属/インフルエンザAウイルス であってその血清型がH5N1であるものに限る) ☐ 新型コロナウイルス感染症等感染症及び新感染症	治療するまで
第2種	☐ 新型コロナウイルス感染症 ☐ インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型コロナウイルス感染症を除く) ☐ 百日咳 ☐ 麻疹(はしか) ☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ☐ 風しん(三日ばしか) ☐ 水痘(水ぼうそう) ☐ 咽頭結核熱(ワール熱) ☐ 結核 ☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日 を経過するまで。 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の通 常な抗菌性物質製剤による治療が終了する まで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現し た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好に なるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが軽微化するまで 主要症状が消失した後、2日を経過するまで 症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医等において感染のおそれ がないと認めるまで
第3種	☐ コレラ ☐ 細菌性赤痢 ☐ 腸管出血性大腸菌感染症 ☐ 腸チフス ☐ パラチフス ☐ 流行性角結膜炎 ☐ 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで

令和5年5月8日現在

令和 年 月 日から約 日間、出席停止させることが適当です。

令和 年 月 日

医療機関名: 医師氏名 印

*この通知書は、出席停止の措置をとるために必要ですので、学校へ提出してください

インフルエンザ・新型コロナ以外の「学校感染症」
のときに学校に提出する用紙 <別紙2>

学 校 感 染 症 通 知 書		
令和 年 月 日 年 組 保護者 様 太田市立〇〇〇〇〇〇▲学校 校 長 〇〇 〇〇		
学校感染症と出席停止について あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より 約 日間出席停止となりますので、医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。 なお、医師に報告書記入していただき、登校する日に持参してください。		
第1種	☐ エボラ出血熱 ☐ クリミア・コンゴ出血熱 ☐ 痘そう ☐ 南米出血熱 ☐ ペスト ☐ マールブルグ病 ☐ ラッサ熱 ☐ 急性灰白髄炎 ☐ ジフテリア ☐ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) ☐ 中東呼吸器症候群 (病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る) ☐ 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属/インフルエンザAウイルス であってその血清型がH5N1であるものに限る) ☐ 新型コロナウイルス感染症等感染症及び新感染症	治療するまで
第2種	☐ 新型コロナウイルス感染症 ☐ インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型コロナウイルス感染症を除く) ☐ 百日咳 ☐ 麻疹(はしか) ☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ☐ 風しん(三日ばしか) ☐ 水痘(水ぼうそう) ☐ 咽頭結核熱(ワール熱) ☐ 結核 ☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。 発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで。 特有の咳が消失するまで、または5日間の通常な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで。 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経 過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが軽微化するまで 主要症状が消失した後、2日を経過するまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで 症状により学校医等において感染のおそれがないと認め られるまで
第3種	☐ コレラ ☐ 細菌性赤痢 ☐ 腸管出血性大腸菌感染症 ☐ 腸チフス ☐ パラチフス ☐ 流行性角結膜炎 ☐ 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで

令和5年5月8日現在

報告書

太田市立〇〇〇〇〇〇▲学校長 様

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察を終了し登校可能と判断します。

医療機関名: 医師名

医師に記入し
ていただき学
校に提出して
ください。

インフルエンザのときに保護者が
記入して学校に提出する用紙

保護者 様							
インフルエンザによる出席停止の通知書 〇〇〇〇〇〇学校 校長 〇〇 〇〇							
お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は 出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。							
<インフルエンザの出席停止期間の基準> 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。」							
* インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。 * 登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、 学校へ提出をお願いします。 * 医師に「学校感染症通知書」を記載していただいた場合はその書類も一緒に提出してください。 * なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。							
学校長 様 インフルエンザにおける療養報告書 年 組 氏名	保護者が記入						
1 診断を受けた医療機関: _____ 2 診断日: 令和 年 月 日 (診断型: A 型 B 型 不明)。 ※いづれかに○をつけてください。 3 登校再開日: 令和 年 月 日 (登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。) ※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">出席停止期間の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。</td> <td>⇒ 発症日: 月 日</td> </tr> <tr> <td>2 解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日(幼児にあっては3日)を経過している。</td> <td>⇒ 解熱した日: 月 日</td> </tr> </tbody> </table>		出席停止期間の基準		1 発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。	⇒ 発症日: 月 日	2 解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日(幼児にあっては3日)を経過している。	⇒ 解熱した日: 月 日
出席停止期間の基準							
1 発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。	⇒ 発症日: 月 日						
2 解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日(幼児にあっては3日)を経過している。	⇒ 解熱した日: 月 日						
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 保護者氏名 _____							

新型コロナウイルス感染症のときに
保護者が記入して学校に提出する用紙

保護者 様	
新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書 〇〇〇〇〇〇学校 校長 〇〇 〇〇	
学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。新型 コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は次のとおりです。	
<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準> 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。	
新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてくだ さい。回復後、登校再開にあたっては、保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入 し、学校へ提出をお願いします。 なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基 準を満たす必要があります。	
※以下保護者記入	
学校長 様 新型コロナウイルス感染症における療養報告書 年 組 氏名	保護者が記入
1 受 診 (自己診断の場合は 記入不要) (1) 診 断 日 令和 年 月 日 (2) 医療機関名	
2 療 養 (1) 発 症 日 (※1) (無症状の場合は検体採取日) 令和 年 月 日 (2) 症状軽快日 (※2) (無症状の場合は記入不要) 令和 年 月 日 (3) 登校再開日 (※3) 令和 年 月 日	
※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症 日を特定する。 ※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。 ※3 登校再開は、発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状 軽快日を0日目として1日を経過していること。 ※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止基準を満たすこと。 (インフルエンザの出席停止期間の基準: 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで)	
令和 年 月 日 保護者氏名 _____	

◆太枠内に保護者が記入して学校に提出してください